

## 第 104 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

### 議事録

#### (開催要領)

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 14 日 (金) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
- 3 出席者  
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長  
委 員 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授  
同 浦 尚子 性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長  
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士  
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進室部長  
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 院長  
同 中村 正 立命館大学理事補佐・学長特別補佐  
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事  
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長  
同 山田 昌弘 中央大学教授

#### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
DV対策について
- 3 閉 会

#### (配布資料)

- 資料 1 DV対策について検討を進めていく主な論点 (案)
- 資料 2 第 103 回女性に対する暴力に関する専門調査会 (令和元年 12 月 23 日) の  
主な意見 (DV関連抜粋)
- 資料 3 DV対策関連資料
- 資料 4 委員事前提出御意見
- 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)

(議事録)

○小西会長 それでは、ただ今から、第104回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、阿部委員が御欠席です。

本日は、DV対策について、皆様から御意見をいただきます。

今井大臣政務官に来ていただいておりますので、まずは、政務官より御挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○今井内閣府大臣政務官 今井です。

皆様には、日頃より御尽力いただき、本当にありがとうございます。

昨年9月に政務官就任後、性被害の問題、そして、DVの問題に関して、課題解決に向けて、橋本大臣とともに、今、やっていますが、配偶者暴力相談支援センターやワンストップ支援センター、そして、民間シェルター等を視察してまいりました。

DVの被害に関しては、本当にまだまだ課題がたくさんあります。先生方の御意見を賜りながら、解決に向けて頑張っていきたいと思います。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 今井政務官、どうもありがとうございました。

カメラ撮影は、ここまででお願いします。

(冒頭カメラ撮り終了)

○小西会長 今日は、政務官には、議論を聞いていただけると伺っております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は大きく4つございまして、資料1として主な論点の1枚紙を、資料2としまして、前回会議でのDV関連の御意見を抜粋したものを、資料3としまして、DV対策関連の資料を束ねたものを、資料4としまして、種部先生、原先生、阿部先生、納米先生の4名の委員から提出いただいた御意見をつけております。

また、参考資料として、DV防止法の全文をつけさせていただいております。

○小西会長 何か御意見、御質問がございましたら、お願いします。大丈夫ですか。

それでは、今日はちょっと盛り沢山になりますので、項目①から⑥まで扱っていきたいと思いますけれども、①の通報及び保護命令の対象となる被害者の範囲について、まずは、現状を事務局から御説明願います。

○吉田暴力対策推進室長 まず、私から、本日の議論の項目の全体像について説明した後、担当から項目①について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。資料1として「DV対策について検討を進めていく主な論点(案)」をつけさせていただいております。

これは、前回12月23日の専門調査会の場で、5次計画に向けて、御意見をいただきまし

たが、その中のDV関係のものを抜粋したのが資料2で、その中からエッセンスとして、今後、議論を深めていくべきと考えられるものを抜き出したものです。

1点目としまして、通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大。

2点目として、加害者更生のための指導及び支援の在り方。これらは昨年6月の改正法の中で検討条項がありまして、それに基づいて検討することとされているものです。

3点目としまして、DV対応と児童虐待対応の連携ということで、昨年の改正で法律上に書かれましたけれども、それを現場でも進めていく必要があるということから書かせていただいております。

4点目としまして、被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携についてということで、これは婦人保護事業の見直しや民間シェルターなどにおけるDV被害者の支援の充実というのを、どのように図っていくかということになります。

5点目としまして、今までは、DV防止法は被害者が逃げることを中心的なテーマとして行っていましたけれども、逃げられない、あるいは逃げないという方もいらっしゃいますので、そうした状況におけるDV対応について御議論をいただきたいと思っております。

6点目として、その他として、様々、議論をすべき課題もあるかと思っておりますので、それについても御自由に、こういうことも議論が必要なのではないかとこのことを御指摘いただければと思います。

今後ですけれども、来年の3月を目途に、一定の方向性を取りまとめていただきたいと思っております。

それに向けまして、本日は論点ごとに自由に御意見をいただいて、他の論点も御提示いただければと思っております。それを当方で整理いたします。次回以降、当面、3月から6月は重点方針を取りまとめる時期になっておりますので、それが終わりましたら各論点ごとの議論ですとか、各省あるいは有識者のヒアリングなどを進めていきたいと考えております。

本日は、DV対策についてのキックオフという位置付けになってございます。

それでは、担当から①の通報及び保護命令の関係の御説明をさせていただきます。

○廣渡暴力対策企画担当補佐 それでは、論点1について説明をさせていただきます。

資料は3を御覧ください。論点1につきましては、多少説明が長くなりますが御容赦ください。

1ページ目は、配偶者暴力防止法の概要図でございますが、論点に関することだけ説明をいたしますと、DV被害者のできる取組といたしましては、左側の赤色の矢印にありますとおり、地方裁判所に対して保護命令の申立てをすることができます。

また、右側に国民と書かれたピンク色の枠組みがありますけれども、被害者を発見した国民や医師からの通報という仕組みがあります。

2ページから6ページまでは関係するデータ等ですので、説明は割愛いたしまして、7ページを御覧いただきたいと思っております。

先ほど吉田からも説明がありましたが、これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の附則事項の抜粋で、赤色の部分ですが、論点の1と2の該当するところです。

8条1項については、赤字にあるとおり、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態あるいは保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について、2項になりますが、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について、3年以内ですので、令和4年6月までに検討するということとされております。

8ページを御覧ください。

通報に関する現行の規定です。枠組みの中に概要を書いておりますが、簡単に説明しますと、対象となる暴力につきましても、身体に対する暴力に限定されておりました。こうした被害者を発見した国民は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するという努力義務があります。

また、医師、その他の医療関係者は、身体に対する暴力により負傷などをした人を発見したときには、守秘義務というものがかかりませんので、通報することができるとなっております。

なお、同じページの下段に、『詳解DV防止法』というものから抜粋した内容を書いておりますが、DV防止法において、通報の対象を身体に対する暴力に限定している理由としましては、精神的暴力や性的暴力について、夫婦以外の第三者による通報に基づき公的機関が介入することについては、夫婦のプライバシーの面から問題ではないかというような議論がなされたことから、そのような旨が記述されているところです。

通報の主な論点といたしましては、通報の対象を現行の身体に対する暴力に限定をせず、例えば、精神的な暴力等も含めるべきではないかとか、あるいは努力義務ではなく義務化するべきではないかなどが考えられるところです。

一方で、例えば、外部的な被害が分かりづらいような精神的な暴力につきましても、通報を受けた場合、専門医等であれば判断できるかと思いますが、例えば、警察官等が通報に基づいて現場に赴いても、どういった対応ができるのかというような問題もあるかと思っておりますので、そういったことも含めまして御議論をいただければと思います。

続きまして、保護命令について9ページを御覧ください。

保護命令に関する現行の規定を簡単に説明しますと、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後の身体に対する暴力によって、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい、つまり、危険性の要件があるときに限り、被害者の申立てにより、裁判所は保護命令を出すということが書かれております。

また、保護命令の申立てを行うことができる被害者の範囲につきましても、これまでの法改正の際にも検討された経緯がございます。同様に下段の方に『詳解DV防止法』からの抜粋がありますけれども、平成16年の改正時に、保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にする必要があるが、精神的な暴力や性

的暴力については、その外延が不明確、つまり、どのような行為が当てはまるのか明確にすることが困難ではないかというような議論がなされたところです。

保護命令に関する論点につきましても、通報同様、精神的な暴力等も含むべきではないかということも考えられるかと思いますが、一方で、精神的な暴力について、例えば、申立てを受けた裁判所等がどのように判断するのかという問題もあろうかと思いますが。

以上につきまして、御議論いただければと思います。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して、皆様に御意見を伺いたいと思います。

今日は、先ほど吉田室長が申されたように、論点を単刀直入に出していただくということが大事なことだと思います。

それでは、これから25分を目安に御意見を伺えればと思います。

事前に種部委員、納米委員、原委員からは御意見を提出していただいていますので、まずは①について、種部委員から、お願いいたします

○種部委員 それでは、事前に出ささせていただいた資料に書いておりますので、資料4の1ページ目のところを見ていただければと思います。

まず①につきましては、通報及び保護命令の申立てを可能とする範囲については、当然、精神的な暴力も入れる必要がありますが、まず、私は性的暴力については、明確な線引きができることから、通報・保護命令の対象にすべきだと考えています。私は産婦人科医だから特に思うのですけれども、確実に性的暴力は見分けることができますので、入れるべきだと思っています。

そこに理由を書きましたけれども、性的暴力というのは、妊娠をもたらすものです。妊娠をしない年齢も当然あるのですけれども、妊娠する年齢においては妊娠します。

そうすると、妊娠してから暴力がエスカレートすることは非常に多い。特に産後はもっとエスカレートするということで、リスクが非常に高い状況に置かれます。

これについては、そこに四角でくくってあるとおり、既にエビデンスがあり、アメリカCDCがデータを出しています。

救急外来を受診し、様々な状況が把握されたケースの中で、帰宅後、命の危険にさらされたもの。その時は救急に来たのですけれども、次がもうなかったというものについてリスクを分析しています。

それを見ますと、そこに挙げられているものの3つ以上が当てはまった場合は、緊急避難が望ましく、次は亡くなるかもしれないという状況に置かれていると判断すべきというエビデンスで、中には妊娠中の暴力というのが入っています。妊娠はリスクの要因として捉えるべきだと思いますので、性的暴力による妊娠、特に本人が望んでいない妊娠の場合などは、明らかに望まない性交であったであろうということで、ここで線引きが可能かと思っています。

それから、妊娠というのは本人が望んでいなくて妊娠した場合であっても、合併症で死ぬ確率が一定以上あります。日本全体で約40人の人が年間に、妊娠だけで亡くなっています。

別に正常分娩云々問わず、合併症等で40人が亡くなります。

それを考えますと、予期せぬ自分が望んでいない妊娠によって命が脅かされることは身体的な暴力と同じと考えて良いと思いますので、当然、同じレベルで扱われるべきだと思っています。

もう一つ、最後にポツとして書きましたが、性的暴力で妊娠している場合には、胎児に対しても影響があるだろうと考えます。

これは、まだエビデンスはあまりありません。ただ、症例報告レベルでは、妊娠中に交通事故に遭ったとき、直接外傷を受けていなくて、精神的に大変な危機の状態に瀕したケースで、シートベルトの外傷もなく直接おなかの損傷もないのに、胎児に障害が起きたというケースがあります。ケースレポートもありますし、私も現場で経験しています。

それから、妊娠中に性的暴力が止まることはありませんので、妊娠中も性交が行われている可能性があります。そのときには、当然早産のリスクも高まるし、感染のリスクもあります。

ですので、これも同じように、繰り返し妊娠をしている、あるいは本人が望んでいない性交があるというのは、身体的暴力と同等と扱うべきだと考えています。

そして、胎児に対する影響を考えると、精神的な暴力であっても、胎児に対する身体的影響がある可能性がありますから、同じように、次世代については身体的暴力と捉えて良いと私は考えています。

福井大学の友田先生の報告で、面前DVにより脳の障害、脳の発達異常を来すということが分かっています。神経発達が生後1年とか2年の間に混乱を来し、その後もずっと面前DVに曝されていくということは、本人に対するPTSDのみならず、次世代に対しても、脳に器質的な影響を与える可能性があるということです。これは線引きする理由が、もはやないことを示す根拠といえます。両方とも通報及び保護命令の条件として良いのではないかと思います。

私からは、以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、納米委員、お願いいたします

○納米委員 私も通報と保護命令について、精神的暴力も性的暴力も含めるべきだと考えています。

その前提でなのですけれども、内閣府からの資料を拝見しますと、通報の件数、保護命令の件数ともに、最近減少傾向にあると思います。その理由について分析した方が良いと思います。

それから、次の2つは、今回の法改正の附則の範囲ではないのですけれども、保護命令

については、そもそも緊急命令を発出できるような制度の検討ですとか、加害者の退去の方をデフォルト化するといったような検討も必要なのではないかと考えています。

また、通報についての現状なのですけれども、件数についてのデータがございましたけれども、それ以外は、あまり情報がない状況です。

通報が被害者の支援や、加害の抑止につながっているのかということについても、現状を分析して情報を出していただきたいと思います。

次も法の附則対応とは、直接には関係のないことですが、広報啓発について、DVを身近で見聞きした人、特に加害者の知人や友人などが、加害者に対して早い段階で暴力をやめるように、抑止する働き掛けができると思うのです。そのようなアプローチの仕方を、バイスタンダー・アプローチというところを知りましたけれども、このようなアプローチについての広報、啓発もやっていただきたいと思います。

それから、精神的な疾患、不調によるものも、疾病として扱えるのではないのでしょうか。勤務先の相談窓口には、配偶者からの暴力によって心身に影響を受けたと分類される相談が最も多く寄せられています。医療にかかっている方もかなりいらっしゃいます。医師の診断書などによって、客観性は担保されるのではないかと思います。

最後ですが、種部先生がおっしゃっているような妊娠につながる場合はもとより、妊娠ということがあまり想定されないような年齢の方でも、配偶者から性的な暴力をかなり受けているという訴えがあります。

特に、性的な求めに応じない場合に、それが身体的な暴力につながるということでの相談が多い状況です。

内閣府より提供された資料には、『詳解DV防止法2008年版』よりの抜粋として「夫婦のプライバシーの保持という面で問題なしとしないと考えられたことによるもの」との記述が引用されていましたが、暴力がある場合にプライバシーを保護するということは、その関係の中で力を持っている側の立場を守るという結果になって、弱い立場にある側については、助けを求められない方向に作用してしまうのではないかと考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

すみません、順番がちょっと違いましたが、原委員、お願いいたします。

○原委員 まず、私が最初に申し上げたかったのが、通報に関してと、情報提供のあり方の整理であるとか、今一度きちんと行わないと関係者同士の解釈がそれぞれ違っているところがありますので、まず、そこを整理していく必要があると思います。積極的に通報を考えるお医者さんもおられれば、そうではないお医者さんもおられるという現状もありますので、DV被害者支援の職務関係者に入るべきお医者さん方への啓発ということを改めて行い、もちろんこれは、あらゆる職種の人たちに対するものにも出てきますし、それと、いわゆる守秘義務に関しての整理、これが今一度必要かと思えます。

加害者は、警察に自己のDVが発見された場合についてなのですけれども、これは私の現

場の経験ですけれども、その間は抑止効果が高まるということも多く見てきていますので、やはり基本は通報し、しかも今後、地域内での支援ということを考えて、例えば、市役所、町役場が、こういうDVの問題、子供のことも含めてですけれども、中長期支援として、通報し、身近な行政主体がそれを知ること、そういうことも必要ではないかと思えます。

保護命令の申立てについては、暴行、脅迫以外の精神的な暴力、ただ、保護命令の発令については、先ほど御説明があったように刑罰を担保としていますので、そのところの検討課題というものはあるのではないかと思います。一方で、現場では精神的な暴力に苦しめられている人たちの話を沢山聞きますので、例えば、暴力があつて、その効果というのは、何年間も暴力を振るわなくても言葉による暴力だけでもその影響があるわけですので、これを怖いという被害者の人たちの声を無視するわけにもいかないの、何らかの対策が本来必要ではないかと思っています。

その1つとしては、後からも出てくると思いますが、保護命令を発令したときに、今後、法律の改正で加害者更生プログラムの受講命令が出せないだろうかとか、そのようなことも検討課題としては上がってくると思えますし、生活の本拠を共にしていたことが認めにくい場合の保護命令の発令ケースですけれども、その場合、おそらくストーカー規制法違反での対応ということで、警察は対応されるのだと思えますが、それがすべて被害者支援に資するところで、柔軟に現場で判断をしていくということが必要ではないかと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、他に御意見がございましたら、お伺いします。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 論点1です。結論から申し上げますと、通報の対象の暴力についても、それから、保護命令の申立ての対象についても、性的暴力、精神的暴力などの身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で改正すべきだと考えます。

DV法ができた当時は、身体的暴力しかなかったものが、何度か目かの改正の際に、身体的暴力ではない、非身体的な暴力についても被害者へのダメージが大きいというところを考慮して、暴力の定義が拡大されました。

せっかく拡大されたにも関わらず、その法の中に二段階の暴力を設けてしまったわけですね。同じ暴力という言葉で定義をしながら、身体的暴力については通報の義務が課されたりとか、保護命令が申し立てできる。

ところが、非身体的なものに関しては、それはできない、しなくても良いという形になってしまっている。

そういった形で、法が暴力について、ある意味格差を設けてしまったことが、非身体的暴力というものを軽んじるような風潮にもつながっていると感じます。

それから、例えば、身体的暴力を振るっているかどうか分からないのだけれども、酷い怒鳴り声が聞こえるとか、そういった場合に通報しなくて良いのかと、やはり通報があり、かつ、警察が早めに介入した方が、より被害者の安全を守れると感じます。なので、こういった部分に関しても基本的には拡大していく方向が望ましいと思っています。

それから、今、6条の通報のところの対象の拡大ということが出ています。6条の暴力の対象を拡大することによって、第3章全部が拡大されるのであればいいのですが、もし6条だけを拡大して、それ以外の8条とか、その辺りは今のまま留め置くみたいな議論であれば、あまり意味がないような気がします。やはり第3章の暴力全体について、精神的暴力、性的暴力まで含まれるように拡大する必要があるのではないかと思います。

通報の部分のプライバシーということに関して言えば、元々法は家庭に入らずと言っていたところを、被害者の安全というところから、そこを乗り越えて介入するのがDV法です。

身体的暴力であれば、プライバシーよりもそこを優先して介入するのに、非身体的な暴力であれば介入しないというのは、やはりおかしい。

それは明らかに、先ほど言ったように、法が暴力を格差づけしてしまっていることになるので、やはりそこは、被害者の安全ということを最優先して介入していくべきだろうと思います。

それから、保護命令についての明確性云々という部分に関しても、あくまで保護命令の違反に対して刑罰を科されているわけであって、身体的暴力そのものに対して刑罰を科されているわけではありません。

だとすれば、刑罰を科される行為、命令違反が何を指しているのかというのは、条文上明確になるので、外延が不明確になるのではないかとすることは、保護命令の対象について非身体的暴力を含まない理由にはなり得ないのではないかと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、井田委員、どうぞ。

○井田委員 私は、この法律について詳しいことを知らないのですが、意見というよりは質問をさせていただきたいのですが、私のように刑法を専攻している人間の感覚からすると、身体的暴力と性的暴力を対立させて考えることが理解できないのです。その2つは、決して対立する概念ではなくて、性的暴力の多くの部分というのは、身体的暴力を含むものであり、例えば、強制性交であれば、手段として暴行、脅迫が加えられるし、被害者がけがをしたり、死ぬこともあり得るわけで、決して相互に排除する概念ではないのです。そこで、この法律にいう「身体に対する暴力」の中に、性的暴力を相当程度含ませることは全然解釈論上は問題ないと思われるわけです。もしそのように解釈されていないのだとすれば、非常に疑問に感じるわけです。

もう一つ精神的暴力とおっしゃるのだけれども、これも最高裁の判例で、PTSDを生じさせる場合も、身体障害に当たるという判例があるわけですから、精神的暴力により、被害

者が精神病院に通院しなければならないような、そういう傷害を受けたときには、刑法上は、これは立派な傷害罪に当たる行為であるわけで、そうすると、この法律にいう身体に対する暴力に含めても構わないはずです。

そのように考えてくると、法律を改正して、文言上、「身体的暴力」以外のものを含むようにすることの必要性がどれだけあるかということも問題になり、純然たる「無形の暴力」を含ませることにより、対象が不明確になることのデメリットも考慮しなければなりません。いずれにしても、この法律の「身体的暴力」がどのように解釈されているかについて、お伺いしたいと思います。

○吉田暴力対策推進室長 まず、暴力の定義というのは様々ありまして、例えば、性暴力でも本当に性行為に近いものもあれば、セクハラとかそういうものを含めての性暴力という場合もあります。

このDV防止法の中で考えられています暴力という概念は、例えば、性的暴力であれば、無理やりアダルトビデオを見せるとか、性行為を強要する、避妊に協力しないというようなことも含めて、現在、性的な暴力と解釈しております。

また、例えば精神的暴力については、大声で怒鳴るというのもありますけれども、無視をすとか、人前でばかにしたりすとか、子供に危害を加えるといつて脅すとか、実家や友人と付き合うのを制限すとか、そういったことを含めて精神的暴力となっておりますので、実際にはどこまでを、通報や保護命令の対象とするかというのは、今後、切り分けも必要になってくるかと思ひます。

○井田委員 少なくとも、さっき種部委員がおっしゃったような、妊娠につながるようなものについては、現行法でも対処できるということですね。

○吉田暴力対策推進室長 強制性交に近いような相手が嫌がる中で無理やりのようなことがあれば、なるとは思ひますけれど、ただ、避妊に協力しないというのは、議論が必要かと思ひます。

○小西会長 皆様、色々御意見があると思ひますけれども、中村委員が先ほどから挙げてらっしゃいます。

○中村委員 解釈のところ、外延がというあたりとか、不明確ではないかというあたりこそが、私はDVの中心的な内容が含まれていると思ひているのです。

私は加害者と接触することが多いのです。殺人の場合もあつて、これは裁判で、情状証人となるのですけれども、明らかに虐待の結果という面もあつたり、論点として、最後出てくる逃れられない関係ということに閉じ込められたりする要素が結構ありまして、精神的暴力が、例えば、もう少し、そこまで行かなくても日常化しているとする、例えば、実際にあつた事例では、妻の携帯を盗み見るとか、免許を取らせないとか、それから、今日、病院に行ったようだけれども、それは、男性の医者だったのかと詰問するなど、そういうことの蓄積なのです。つまり自由を拘束する、コントロールということが大変大きなポイントになってきます。

それらの蓄積の結果、例えば鬱になったりすると、それ自身が大変訴えにくい状況とか、あるいは、おまえは俺がいないとやっていけないとか、そんな形で関係性が固着していく様子がよく見えるのです。

訴えにくいという現状、逃れられないという現状がそこでできているとすると、それをどう保護していくかというのがテーマなのですけれども、対象としては、そこを明確に、照準を定めたほうが良いかなと思っています。

一つひとつというよりも、それらの結果として何らかの精神症状が出ているという場合は、明らかに暴力というか、それがDVだということだと、私は思っています。

もう一つは、後で虐待との論点が出てまいりますけれども、虐待は結構広い対象で職権保護をするのですね。例えば、兄弟姉妹がいる場合も、具体的に虐待を振るわれていない兄弟姉妹もリスクがあるということで、保護することが多いです。

そうすると、虐待との連携を考えていく際にも、その暴力の定義の違いが結構大きくなっていくのではないかなということは、後でまた紹介しますけれども、そんなことも感じますので、精神的暴力については、そういう見地から、ぜひ拡大していくべきではないかなと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

すみません、少し時間が過ぎているのですけれども、私、精神科医ですので、少しだけ意見を言わせていただきたいと思いますが、心理的暴力、性的暴力どちらも精神科から言うと大変大きい影響を与えます。

精神的暴力の場合は、やはり被害者の認知を歪めたりするという点で、逃げられないとか、被害を被害だと思えないという非常に根本的な人の認識に効いてきますので、影響が大きい。

それから、性的暴力は本当に語られていないだけで、実際に治療を進めると、最後の最後に一番嫌だったのは、性的暴力であるという形で、トラウマ体験の核心として出てきますので、そういう点では、影響ということから考えると、これが分けられていたのは、大変問題であると考えています。

すみません、ちょっと自分の意見を言わせていただきました。

それでは、まだ沢山あるとは思いますが、とりあえず、今日は全部やってみたいと思います。

項目②の加害者更生のための指導及び支援の在り方に移ります。

こちらは、概ね10分程度ということで御意見をいただければと思います。

○廣渡暴力対策企画担当補佐 では、本当に簡単に説明を差し上げたいと思います。

資料3の10ページ目を御覧ください。資料は1枚のみです。

資料にはありませんが、加害者の更生のための指導及び支援の在り方につきましては、法に基づきまして平成14年以降、様々な調査研究をしております。

しかしながら、現状としては民間団体により、任意の参加者を対象にプログラムが実施されているというのが現状です。

本日の別の論点にも、逃げないDV対策というのがありますが、被害者自身が加害者のもとからも離れることなく、現在の生活を維持しながらできるような支援体制というのが求められているところでもありまして、ここ数年で民間団体も、全国ネットワークが構築されるなどの大きな成果を示しているというところです。

このような背景を踏まえまして、資料にもありますとおり、本専門調査会の中村委員に座長をお務めいただきまして、また、原委員にも御参画をいただいて、加害者更生プログラムの基本的な考え方等について、まさに御検討をいただいているところです。

この検討会につきましては、ペーパーの記載の中のスケジュールにもありますとおり、全4回中の3回目までは終了して、まさに今後の方向性等について御議論をいただいているところです。

検討状況につきましては、現時点では、確定的なことは申し上げられませんが、前回の専門調査会でも幅広く意見をいただいているところでありまして、今回もまた様々な御意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、まず、この検討会の座長を務められている中村委員から、御発言をいただければと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

10ページの横になったものが、その検討会を詳細に記したものでございます。ただ今は3回目を終えて、年度中には4回でまとめようと思っております。

今年度の結論は次の会ですけれども、私の思いとしては、もう加害者プログラムを始めるべしとは思っています。

それで、二段階ありまして、現行法の枠の中でできることを最大限ぎりぎりにどうやってできるかということと、それから何らかの法改正が必要なものがあれば、これは手続だったり、もう少し諸般の論点を整理しなくてはならないということではありますが、二段階に分けながら、加害者対策を実施すべしということ結論付けたいと、座長としては思っています。それは、ここでもお話をさせてもらいました。

さらに、地域社会内におけるということで、この意味解釈なども、刑事罰ということだけではなくて、一種の社会内処遇のような形で、生活しながらということです。生活しながらという場合も、色々なパターンがございます。

特に、例えば、離婚ということになると、今度は面会交流等の段階で暴力がないようにどうしていけるかとか、それから、離婚までいかないけれども、一時別居しながらという場合にどうあり得るのか、それから、先ほどのことと関わるのですが、逃れられない、もしくは別れたくないといったケースで同居しながらという場合にどうするか、あと、子供

がいる場合どうするかというようなこと、幾つかのパターンがございますので、単にケースが多様だというだけではなくて、その類型化をしながら、当然リスク評価もしながら、どのようなプログラムができるかということと、それを誰がどう実施するかということについても、自治体との連携が必要かと思いますが、その点も加味しながら、これまで、大きな2団体にプログラム提供しているところをヒアリングしました。

それは大都市部のモデルでありますので、地域でできるローカルモデルというのにも要るかなと思ひまして、地域社会内でということでパターン化もしていきたいと思ひているところです。

最後に、虐待との連携でいうと、虐待はケースワークができる部隊があるのです。これは児童相談所です。ですが、DVの場合はそれが無いので、それをどうするかということが、現行法の枠内外問わず、どっちにしても大変大事なテーマだと思ひていますので、そのケースワークをどう考えられるかということも含めて課題にしたいと思ひているところです。

それから、先ほど廣渡補佐からお示しいただいた資料3のチャート図です。もう最後ですけれども、ここにどのようにかませていくかということで、これらをもとに、もし、現行の枠の中でプログラムした場合はどこにどう書き込めるかということ、今、議論しています。それは相手方のところに、何らかの加害者プログラムへの導入を、位置付けたいということです。

それから、先ほど述べた精神的暴力も裾野が沢山ありますので、そのことについては、男性相談というスキームをどこかにかませながら、これは京都府で実施している暴力で悩む男性の相談ですが、結構相談が入りますので、男性相談という枠をどう活用するかということも、座長としては考えたいと思ひて議論をしたいと思ひているところです。

以上、種々論議しているプロセスの紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、皆様からも御意見を伺いたいと思ひますが、この論点は、前回は時間を取って御議論いただきましたので、特に前回の御意見と異なる点を中心に御発言いただければと思ひます。

では、可児委員、どうぞ。

○可児委員 現状のDVについて、特別に処罰する規定が存在しないため、DVのケースでは大抵直近の1回の暴行あるいは傷害の部分だけが何らか処罰されているという状況です。

しかも暴行と傷害なので不起訴になるケースも多いですし、仮に罰せられるとしても、ほぼ罰金刑で、懲役刑が科されるということはほとんどない状況です。

そうすると、身柄拘束はされたけれども、しばらくしたら出てきてしまって、何も以前と変わらず生活をしてしまう、あるいは罰金だけ払って出てきてしまって、何も変わらない生活をしてしまう。

そういった現状なので、それを考えるならば、何らかそういった形のプログラムのアプ

ローチはあり得るのかなとは思いますが。

ただ、それが更生というところを目的にしたときに、本当に更生につながるのかということに関しては、まだ私自身、すっとんと落ちていないところがあります。

身体的暴力を振るわなくなるとか、暴言を吐かなくなるとか、そういったことはあり得るのかもしれませんが、先ほど中村先生もおっしゃったように、DV自体がコントロールですので、その長年培ってできてきた相手をコントロールするような行動形態というか、言動みたいなものが、果たしてどれだけプログラムに通うことによってなくなっていくのかなというところに関し、まだ、私の中で疑念があるところではあります。

ただ、とは言っても、今、何もDV罪みたいなものがない状況なので、やはり被害者の安全確保のため、加害者をプログラムに通わせることによって、地域なりでコントロールするという意味合いにおいては、あり得るかなと思っているところです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 この意見にも書かせていただいたとおりのですけれども、1つは、今の可児委員の意見ともつながるのですけれども、警察に捕まって釈放される時であるとか、服役して出所するとき、すごくリスクが高いということで、被害者支援側としては非常に緊張感を持って対応を迫られています。

ですので、地域内の処遇もちろんなのですけれども、警察にいるときであるとか、刑務所内にいるときに、何らか、少なくとも更なる暴力は振るわない人になってもらうような働き掛けが必要なのではないかということが1点です。

もう一つは、加害者向けのプログラムを行う場合には、その費用をどこがどう負担するのかという問題が起きてくると思います。

それを担保しないと、やはり質的にも担保されていかないのではないかなと思いますので、課題なのではないかと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはございますか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 山田でございます。

多分、加害者といった場合に、やはり加害者の多様性を考慮しなくてはいけないかなと思っております。

つまり、一方で、正社員で体面もあるといったような加害者もいれば、多分、もう失うものは何もないという加害者もいると思いますので、それに対する、つまり一律に何か処遇するというのではなくて、加害者の多様性に従った更生なり、プログラムなりをやっていく必要があるのではないかと、意見として述べさせていただきます。

○小西会長 ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 事前に出したのものには、面会交流の許可に当たってアセスメントをするのに、そんなに簡単に、ワンポイントで見たって、どれだけリスクがあるか分かるわけがないので、プログラムをやっている長い時間の中で、リスクが分かってくるだろうということで、アセスメントに加えるという意味で必要ということを書きました。

加えてなのですけれども、先ほどの①番とつながるのですけれども、保護命令のための条件を身体的暴力ではなくて、精神的なものとか性的暴力も入れて、保護命令あるいは一時的でも、とにかく安心できる場所に行かないと、被害者は冷静に判断できません。支配されていることで、考えられるようになるまでに時間もかかります。

ですから、例えば、病院に来られたとしても、急性期に、その日に逃げることを決断することはまずありません。かといってその後社会的入院をしながら考えてもらうというのは、非常に医療資源的に問題があります。

ですから、ぜひそこで、保護命令をとにかく早く発令していただくとか、あるいは配暴センターに相談した場合は、何らかの分離が可能のようにしていただき、家でじっくり考えるのが良いのではないかと思います。

そして、加害者も実は、何が加害か分かっていないことが多いです。殴ったとかならば分かるかもしれないのですけれども、精神的暴力についてはどこが問題なのか気づいていません。現場でそういうカップルのケースがあったのですけれども、何が暴力か分からない、妻は僕のことを嫌いになっただけですかと、そんな程度の認識でいるわけです。

ですから、加害者に、そうではないです、支配というのは、こういうもので、それは実は加害なのですということを知ってもらうためにも、まず、このプログラムに取りかかっていたかかないことには、ただ単に刑事罰を与えても何の解決にもならないと思うのです。

ですから、時間的な猶予を持たせるために、ぜひ保護命令とセットで、加害者更生プログラムをやっただけということ、まず学ぶということから始めるというのをぜひ提案したいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

井田委員、どうぞ。

○井田委員

これは、該当者といいますか、プログラムを受ける、その対象者の自発的意志に基づいて、任意にプログラムを受けていただくというのであれば、もちろん問題はないのですけれども、法的な義務付けを与えるとすると、これを実現するためにはかなりハードルが高い話になってきます。ここでは、この種のプログラムへの参加は、あくまでも対象者の自発的意思に基づいてやらない限りおよそ効果がないという議論は別論としたいと思います。現行法の下でも、有罪判決が確定した後で、例えば、保護観察の遵守事項として義務付けるというのであれば、ある程度可能だと思うのですが、そうではなくて、例えば、起訴猶予段階でとか、さらにそれ以前にということになると、恐らく参加を法的に義務付けるの

は、なかなか難しいことであろうと思われます。

外国だと、例えばドイツなどですと、起訴猶予に伴って一定の義務付けを与えるという制度がありますから、それはその枠内で可能になりますけれども、日本の場合、そういう制度をめぐっては非常に議論があるところですので、それに伴う問題の解決が必要になるかと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 私も加害者の調査研究の委員をしておりますが、これまで加害者に関わってきた中で、参加する人たちの動機付けは、妻からの命令であるとか、離婚がもう間近に迫っているような、ちょっと追い詰められた人たちが参加動機を持ちやすいわけなのです。

そこから何らかの不利な動きがあったり、逆に自分に有利な動きがあったりすると、そこから、もうプログラムの受講をやめようとしたりであるとか、忙しくなったとかという理由をつけて来なくなります。そういう人たちを沢山見てきたのですけれども、その人たちだけではなく、もっと幅広くDVの加害者と言われている人たちが、こういうプログラムに何らかの形で関わっていくと、更生というところは難しい部分があるかもしれません。しかし、例えば、面会交流をする上で、父親プログラムのようなものがあって、それを児童相談所と連携しながら行っていくことによって、本来の目的が達成され、さらに後の養育費の支払いにもつながるということで、加害者にコミットし続けるということは、何らかの意味があると思っています。

でも、その前提として、私は最初にかかせてもらっているように、DV被害者支援のフレームがもっとしっかりすることというのがあってのことではないかと思っていますので、私たちの取組として、やはりそこにもっと力を注ぎながら、地域で加害者プログラムを実施するのに、誰がどのような形でやるのかももう少しはっきりさせたい、もしくは全国にできた性暴力のワンストップ支援センターみたいに、色々な形態があっても良いのかとか、考えるべきことは、本当に沢山あるのではないかと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますか。

今、出ただけでも、目的、対象あるいは法を含めてどういうスキームなのか、沢山の論点があることが分かりますが、これも順次議論していければと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

項目③のDV対応と児童虐待対応の連携について、概ね15分を目安に御意見をいただければと思います。

それでは、事務局から現状の説明をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 DV対策と児童虐待対策との連携についてですけれども、今年の6月に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正法によりまして、児童福祉法に配暴センターとの連携、またDV防止法に児童相談所との連携が明記されました。

こうした明記によって、現場でも少しずつ変わっているという話は伺っておりますけれども、それをきちんと担保していくために、13ページですけれども、この法律に基づく基本的な方針の改正を、現在、進めております。

また、実際の現場で変わるようにということもありまして、14ページですけれども、内閣府で2つ行っておりまして、1つは、配暴センターや民間シェルター向けに研修を行っております。その中に児童相談所の人も入っていただいて、児童相談所の方にもDVの枠組みを知っていただくとか、その連携の在り方についても学んでいただくという機会を設けるようにしております。

もう一つが、調査研究事業を行っておりまして、現在、配暴センターに対し、色々と調査をかけ、好事例ですとか課題などを聞いておりまして、それをもとに、厚生労働省でも同時に同じことを進めておりますけれども、それをもとに、どのように連携をしていくのかというのを検討していきたいと思っております。

例えば、DVの方に入った情報を児童相談所につなぐと、児童相談所がずっと動いてしまって、それから、後で支援が上手くいかなくなったりとか、あとは児童相談所の方に、一番多いのは面前DVですけれども、その情報が上手くDVの方に入ってこないの、協調した介入ができないとか、そういった様々な課題がありますので、それをどうすればいいかというのを、現在、厚生労働省とも調査研究事業の中で議論をしているところです。

また、昨年11月には、こうした両方の関係が大事だということもありまして、Wリボンバッジを使った広報啓発活動を行いました。

DVから児童虐待につながる痛ましい事件もありますし、DVを放置することによってDVや児童虐待がエスカレートしたり、また、DV、児童虐待が起こっていることが、次の世代に、またDVや児童虐待につながったりするということも言われておりますので、この連携というのをしっかり取りながら対応を進められるようにしていこうと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それから、本日は御欠席ですが、事前に阿部委員から御意見をいただいております。

資料4に、阿部委員の御意見がついております。

それを御紹介したいと思います。阿部委員からは、DVと児童虐待が重複して発生している事例を紹介していただいているほか、DVと児童虐待が同時に発生しているケースについて、連携の好事例を共有すべきという御意見や、DVや児童虐待の被害者である性的マイノリティの一時保護や支援に関する好事例の共有をすべきというようなことを、事例を具体的に挙げて、御意見をいただいております。

それでは、項目③について、皆様方から意見をいただきたいと思っております。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 これまで何回か、この会議でも、この点について発言していますが、DVの案件で児相が先に関与することによって対応が難しくなってしまうケースというのがあります。

す。

児相が関与するのか、配暴センターが先に関与するのかというのは、把握の端緒の問題に過ぎないはずで、どちらが関与することになったとしても、同じ支援が受けられるのが一番ベストだと思うのです。

ですので、今後は、先に事態を把握するのが、配暴センターのようなDVの支援機関であろうと、児相であろうと、そこから提供される対応とかサポートについては、同じものが提供されるようになるような連携を深めていく必要があると思います。

それから、連携とは少し離れるのかもしれませんが、DVが児童虐待だというのは、児童虐待防止法には、きちんと規定されています。けれども、DV法の方には、そこは全く書き込まれていないので、DV法の中にも、子供は被害者なのだとすることをきちんと明記していくような改正も必要なのではないかと感じています。

以上です。

○小西会長 他には、いかがでございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 私は、大阪で結構関連するケースを扱っています。それで、むしろ今は、児相の方が機動的に職権で保護できますので、結果として、大半はDVがそこに関係しているということになります。

ところが、児童相談所は、夫婦関係については十分な対応をするという訓練もできていませんし、ケースワークをする際にも十分なノウハウがなかったり、それから、父親がそこで登場してくると、暴力的に怒鳴り込んでくるということもあって、結構厄介なテーマがそこにあると思っています。

そこで、父親を虐待とDVの両方で何らかのプログラムの対象にしていくこととしました。母親プログラムも結構動いてはいるのです。それは、母親をエンパワーするという面と、DVの被害者的だという面と色々なことをやりながら母親グループは動いていますが、子育てを母親に強要するようなプログラムであってはいけないなと思います。

それらは前提にしつつも、父親をどうするかということについても、さっきの加害者プログラムと同じように、DV、虐待に関わる父親に向けたプログラムというのを作動させるべきだなと思っています。

そうすると、先ほどの加害者プログラムの知見がここにも生きてくるということになるかと思っています。

ただ、制度上は地方裁判所と家庭裁判所が、管轄が違いますので、ここをどう統合していくかというのが、先ほどのケースワークの必要性ということで、難儀しているなという点でございますので、そこをどうつなげるかということが課題です。

あるいは、要対協ケースにDVの知識をフィードバックしてもらおうとか、色々なテーマがあろうかと思いますが、大変大事なところだと思いますので、DVの加害の方から見ても、プログラムを位置付けるべきかと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、納米委員、どうぞ。

○納米委員 この点についても、意見書に書かせていただいたとおりなのですが、実は先ほど、吉田室長から御説明がありました、内閣府でなさっている調査、それと、もう一つ、厚生労働省でなさっている調査の方にも、今年度は、実は両方にお声掛けをいただいたのです。

それで、ポツの1つ目に書かせていただいたのですけれども、別々にしかできないのだろうか、一緒にされたらいいのにとというのが率直な感想で、別々に行うのだったら、それをやはり統合して、総合して、分析したり、検討していったりしていかなければいけないのではないかと思います。

ポツの2つ目、3つ目、4つ目は、その調査の両方に関わらせていただく中で、そうなのだということが分かったということです。

次のところは、制度的な面です。

配暴センターは当然、虐待を発見した場合には通告の義務があります。けれども配暴センターは、児相ですとか関係機関が把握している情報について、その情報を照会できる権限はないのです。

それで、これも今年度の調査の中で、実行的には、そのような情報共有が行われている場合というのもあるのですけれども、あまり法的に整理されて情報共有が行われているとは思えない状況です。ですので、その点について、やはり国できちんと整理していただきたいと思います。

その次のポツは、今回の動きというのは目黒区と野田市の事件を契機として、連携が必要だということ動いていると思うのですけれども、それ以外に虐待で亡くなるお子さんというのは、0日、0か月、0歳が多いということで、特定妊婦としても把握される以前に女性が1人でお子さんを出産して、子供を死なせてしてしまっているという場合が少なくないので、その裏にも、やはり、暴力があるのではないかとという視点で見なければいけないのではないかと思います。

最後は、虐待のことがクローズアップされると、子供がいない人もDVに遭っているのです、そのことが忘れられないようにしなくてはいけないのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

縦割りから逃れたい、調査から縦割りというのは、本当に1つの問題なのだと思います。

他に、いかがですか。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 アセスメントをするときに、お母さんも被害者だということと、その状況、家庭を全部包括して評価して欲しいと思います。

省庁の縦割りは、当然地方にも波及しているわけですし、私は地方議員をやっておりますので分かりますが、DVは内閣府が担当で、地方では総合政策をやっているところが担当、虐待は当然福祉の対応で所管は厚生労働省、DVの保護に関わるところはどこかという、婦人保護事業の方になるので、こちら厚生労働省という具合に、DVの啓発など様々なことをやっているのと全く違う省庁・部署が支援の出口のところをやっているという状況で、統一したことが全くできていないというのは確かです。

ですから、ぜひ、子ども家庭省みたいな形で省庁を作ってほしい。そのぐらいやっていただかないと、おそらく変わらないだろうと思っています。

女性相談センターも、これがまた位置付けが難しく、婦人保護施設の根拠法は元々売春防止法であり自立支援のための施設でありながらも、DV被害者支援が中心になっているということで、有機的な動きができないのだと思うのです。その壁を越えるためには、今回の閣議決定をきっかけに、子ども家庭省のような1つの組織を検討していただきたい。言葉では連携と書いてありますけれども、地方では当然連携などは全然進みませんので、ぜひお願いしたいところです。

それから、先ほど納米委員からお話があった、虐待0日目の虐待死、当然虐待死の中では0日目の死亡が一番多いわけですし、これは予期せぬ妊娠に起因するもので、おっしゃるとおり、全例が望まない性交の結果です。

おそらく家出をした後にSNSでつながるというパターンと、デートDVの中で起こっている予期せぬ妊娠で、相談したくても虐待や面前DVがある家庭なので親には相談できず出産まで行ってしまうというパターンです。妊娠していることに、同じ家で生活をしながら10か月まで誰も気がつかない家庭、つまり家庭機能不全がベースにあるということです。

そうなりますと、妊娠について相談し支援に拾い上げたところから、実はその親も支援の必要な親であることに気付かなければならず、それを包括して2世代ぐらいの家族をセットでアセスメントをする必要があると思っています。

妊娠相談の入り口として、今、富山県も始めたところですがけれども、SNSの相談を始めました。妊娠110番です。

もともと面前DVで、あるいは家出をするような子供たちというのは、その支援窓口の、自分の親とよく似た世代の支援者のお婆さんは怖い相手なのです。ですから、絶対電話などでは相談しないので、SNSという相談の手段を考慮しつつ、拾い上げたケースをその1つ上の世代もつながっているのだという観点で、全て包括して支援につながれるようにしていただきたいと思います。

○小西会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 先ほどから議論が出ている、更生なのか、あるいは自発的意志なのか、任意なのかというあたりに関わって言うと、児童虐待防止法は結構上手くできていまして、児童福祉法上の28条が結構大きいポイントになります。同意入所のことです。同意しないと争うことになるのです。争っても、親はなかなか勝ち目がないということを理解した上で、

嫌々渋々同意入所をするということが多いです。

その嫌々渋々の後に親指導というのが入ってくるのです。そこに、先ほど来言っている虐待親プログラムというのが意志形成としては微妙なのですけれども、うまく引っかけることができているのです。

それで、再統合が課題となります。もちろん、もう一回暮らし始めるというだけではないと思うのです。例えば、被虐待児童が思春期の場合は、もう親とは一緒に暮らしたくないという場合もあります。再統合というのはいちど置いた上で、28条を活用して、任意と強制の隘路をつなぎながら、結構ユニークに親指導ができるチャンネルができていますので、これなどもDVと重複している場合は関わらせて、加害者プログラムに参考になるかなと思って、ケースに応じながら実感しているところです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 この問題については、要保護児童対策地域協議会、要対協の機能化ということも、1つ課題になると思うのですけれども、その中で情報共有と守秘義務の規定の検討が課題に挙るだろうと思われまます。

私も、長年配暴センターで仕事をしながら、最後まで、児童ケースのケース会議に参加をしたというのは、数例しかなく、配暴センターの者たちが、児童が絡むケースについて、十分にお母さん方をエンパワーメントする関わりができないまま離れていったり、気がついたら、ケースが、私たちの知らないところで進行しているなどということが、実はよくあったのです。

そこには、先ほど申し上げたような、いろいろな壁が、おそらくあるはずですので、そこを取っ払いながら、直接関係はないかもしれませんが、やはり配暴センターの職員の待遇改善とか、有資格化であるとか、もう少し配暴センター側の支援能力を高めていくための人材の配置ということも、これも同時に必要なのではないかと考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますか。大丈夫ですかね。

それでは、また、議論する機会はあると思いますので、項目④に移らせていただきます。

被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について、概ね15分を目安に御意見をいただければと思います。

これも、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 まず、この項目につきましては、DVの被害者を保護して、その後の支援をどうするかということが中心になります。18ページにありますけれども、婦人保護事業の見直しに関して、厚生労働省が昨年、検討会の中間まとめを行いました。

その中でも、今後新たな枠組みの構築が必要ということで、現在の売春防止法に基づい

て、売春を行うおそれのある女子を保護、更生する事業となっておりますけれども、より現在の性暴力、性被害に遭った方の支援ですとか、DVの被害者の支援ですとか、そういうことを含めた新たな仕組みの構築が必要とされていまして、現在、それを具体的にどのような法律にしていくかを含めた検討が行われているところです。

2つ目は、内閣府の方の取組で、19ページになりますけれども、DV被害者等セーフティーネット強化支援パイロット事業を来年度から行います。

民間シェルターにつきましては、まずは婦人保護事業の中で委託を受けて保護をした場合には、委託費が出たり、その活動について、地方自治体が支援をした場合には、それを特別交付税措置で支援をしたりするという仕組みがありますけれども、それでもまだなかなか財政面で厳しいという状況もあります。

一方で、民間シェルターが、DV被害者支援のセーフティーネットとして機能し、非常に重要な役割を担っているという面もありますので、そうした先進的な様々な取組というものを、国としても支援していこうということで、来年度予算で新規で2.5億円を確保しております。

こうした公的な婦人保護事業ですとか、あとは民間シェルターなどが連携して、今後さらにDVの被害者支援を進めていく必要があると考えており、色々と御意見を賜ればと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、御発言をお願いいたします。

では、可児委員、種部委員の順でお願いいたします。

○可児委員 今日配られた19ページにもあるように、民間シェルターは、国がこういった問題に取り組む以前から被害者支援に当たってきていまして、ノウハウの蓄積があります。

あるのだけれども、これまでそこをきちんと生かさないまま来てしまったことにより、そこにデータも載っていますが、どんどん数が減ってきています。私が弁護士になって20年で、愛知県内の支援団体の数も減っているような記憶です。

このままの状態、せっかく蓄積されてきたノウハウを枯渇させてしまうなどというのはあまりにももったいない。ただ、だからといって民間団体を、ただ便利に使うのでは絶対にだめだと思います。地域での被害者支援の中にきちんと位置付けた上で、さらに民間団体の大半が困っているのは財政面、あとはメンバーの高齢化だと思うのですが、財政的なことが本当に重要だと思いますので、パイロット事業と言わずに、何か恒久的にそういった財政的支援ができるような枠組みも考えていく必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 事前の意見に書かせていただいたことは、多分、これから婦人保護事業の見

直しのときにやっていかれるのではないかと思うのですけれども、運用上困っていることが幾つかあるので、そこに挙げました。資料4の1ページ目に書きましたけれども、出口問題です。

一時保護のとき、車を手放すという要件があります。しかし、地方では、どうしてもスマホと車の使用がないと、そこから自立するということが当然できません。

DVを見て育った子供たちは心を壊していますので、学校に行けない子供が多いです。そうしますと、適応指導教室に通うときに、送り迎えが必要になるのです。それをやりながら、仕事もするためには、車がなければ難しい。車を手放したら当然逃げられないということで、それが相談から一時保護につながりにくい理由の1つでもあります。

また、せっかく国の貸付金制度があるのですけれども、連帯保証人が必要と言われても、子どもをかかえて逃げ出した人に連帯保証人を求めるのは厳しいということです。

運用で変えられることは、すぐ変えて、使いやすくしてほしいと思います。

それから、生活保護の申請をして、自立をするときに、車を持っていると、地方では生活保護が出てこない、これは富山県だけなのか分かりませんが、出ません。

ですので、生活保護を受けない選択をして、大変な貧困の中にいる子供たちは、制服が買えなくて学校に行けない。逃げた人が損をするような形ではいけないと思うので、そちらはぜひ見直しのときに一緒に考えていただきたいと思います。

もう一点、先ほど御意見が出ていたのと同じですけれども、民間は凄く努力をしていますが、10分の10の事業をつけていただいて、いつはしごを外されるのか、みんなどきどきしていると思います。

要は、続けていくというのは、非常にエネルギーがかかることで、支援員の中に若い人がなかなか育ってこないのは、支援の仕事だけでなりわいとしてやっていけないからです。

そして、見るに見かねて、リタイアされた世代の人が支援者をやっているのですが、いつまでも次の新しい支援者が育ってこない。人材不足と大きな関係があります。

ですから、民間シェルターを頼るのではなくて、民間シェルターと同じような質で、ちょっとフレキシブルな受け入れ方ができるとか、公的なものでも設置する必要があると思います。

せっかく一時保護に逃げてきた後に、出口がない状況もあります。富山県は婦人保護施設のない残り8都道府県のうちの1つに入っています。これがないのに、シェルターに来说えられないです。その後どうすればいいのかという出口が見えないということです。相談・保護と出口支援はセットでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 今までの委員の話にあったように、民間でこれまで蓄積されてきたものが失われていくというのは、とても残念なことだと思いますので、先ほどから私も口を酸っぱくして言っていますけれども、DVの分野で仕事をする人たちが、低い給料であるとか、手弁

当ではなく、きちんと生活として成り立つようになってほしい。これまでDVの支援というのは、待つ相談を受けるというところだったのですけれども、それを早期発見ができるようになれば、例えばDVで離婚した母子家庭の訪問支援であるとか、アウトリーチの手法も使えるものだと思いますので、とにかく中長期の支援、これに向けた取組も重要だと思われま。

○小西会長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

ありがとうございます。私も支援する人たちの高齢化の問題というのは、1つ大きい問題だと思っておりますし、逆に、これから支援していかなくてはいけない人たちは、若い人ですね。18、19あるいは20歳ぐらいの子が、一時的にシェルターに入っても、その後、本当に支えもなく、孤独で取り残されていて、それで、自立して子供と生きていけというのは、本当に難しいというのを、実際のケースで沢山経験します。

自分は治療する人間だけれども、治療だけではどうにもならないというケースが非常に多いので、そこは、ぜひ、これから考えるべきで、皆様がおっしゃっている、色々な理由があるのだと思いますけれども、臨床の中では、そういう風に考えます。

急かしたせいで、実はちょっと早く進んでおります。

どうぞ。

○種部委員 シェルターに逃げるときに、中学生以上の男の子を連れて逃げるときには、公的な一時保護施設で対応できないので、民間シェルターを使えというところがあります。幾つか視察に行ったのですけれども、公的な一時保護施設で同伴児童が中学生以上の男子の場合は母子分離するところがほとんどでした。中学生以上だろうと、逃げたときが一番不安なわけですから、そこに面前DVとして児相が関わるなどの連携が必要だと思いましたが、児相のスペースと、女性相談センターのスペースで母子分離するのは問題です。また、そこから既に心の治療は始まると思うのです。

ですから、それをクリアできる形を何とかする必要があるのではないかと思います。その形は、民間なら民間で良いのですが、公的な一時保護施設と同じだけのクオリティーと経費の捻出を持って、いつ消え去るか分からないような形ではなくて、必ず1都道府県に1つ準備されるべきではないかと思っています。

○小西会長 ちょっと口が滑りましたが、先に進んで⑥番でまた、御自由に討論していただければと思います。

次は項目⑤の逃げられない、逃げないDV対応についてということですが、これも概ね15分を目安に御意見をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 資料3の20ページになりますけれども、3年前に行われました「男女間における暴力に関する調査報告書」によりますと、配偶者から被害を受けたときの行動としまして、例えば女性であれば、「相手と別れた」が12.6%ですが、

れたいと思ったが、別れられなかった」という方が44.5%、「別れたいと思わなかった」方が26.7%という数字に上っておりまして、多くの方が配偶者からの被害を受けても別れない状態にあるということが言えます。

また、21ページで配偶者と別れなかった理由としましては、子供がいるからですとか、経済的な不安があったからですとか、男性は世間体が悪いからというのがございました。また、相手が変わってくれるかもしれないと思ったからということが言われております。

今までDV防止法は、啓発はありましたが、待ちの姿勢という話が先ほどありましたが、相談を受けてから対応するとか、それでどう逃げるかというのが中心的なところになっておりましたけれども、そうではない逃げないことを実際に選んでいる、もしくは逃げられないような状態にあるという方も多くいらっしゃる中で、どのように、例えば、加害者への対応を考えていくのか、あるいは被害者を、もう少し中に入れていく形で支援ができるのか。

そういった逃げられない、逃げないDVへの対応というのも考えていく必要があるかと考えております。これについても御意見をいただければと思います。

○小西会長 では、山田委員、どうぞ。

○山田委員 すみません、所用で早く失礼させていただきますので、意見を先に言わせていただきます。

やはり、DV対策といった場合、命さえ守れば良いとか、仕事さえ、とにかく生活できれば良いというものではないと思っております。

私は社会学者であって、かつ新聞の人生相談等もしていますので、逃げない方がましであるというケースが結構あるわけです。つまり、DVを受けているけれども、そのDVを受けながら、出る前に既に築き上げたものがある。それは仕事上のキャリアであったり、世間体が保てるような家族であったりするわけだと思えます。つまり失うぐらいだったら、DVを受けていた方がましというケースは、結構沢山あると思えます。

たまたま、多分、明後日ぐらいの新聞に、私の回答が載ると思うのですがけれども、夫から、仕事するのだったら離婚してやると言われたというようなケースもあります。

もちろん命に関わるような重篤なケースもDVで問題だと思えますけれども、ぜひ、このような軽い、軽いと言ってはいけないのですけれども、逃げない、逃げられないようなケースというものも射程に入れていただければと思います。

これも意見でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

他には、可児委員、どうぞ。

○可児委員 安全面を最優先に考えると、どうしても逃げるという方向の対応になってしまうし、なってきたのもやむを得ないとも思いつつも、他方で、なぜ暴力を振るわれた方が逃げなくてはいけないのかという問いに関しては、それはそのとおりだなと思うし、そのこの想いというのはきちんと共有していくべきだし、それについての支援は不可欠だろう

と思うのです。

まだ私自身が加害者プログラムについての立ち位置が決まっていな中ではあるのですが、例えば、低リスクあるいは中低リスクのような事案について、その加害者を自宅から退去させた上で、プログラムに通わせ、被害者は地域で生活し続けるみたいな枠組みができていかないのかと感ずることはあります。加害者の行動は、プログラムに通うことでコントロールし、被害者の方は地域で見守る、そういった形ができないかなと思ったりもします。

ただ、ハイリスクケースで、そんなことしていたら危ないので、適切なリスクアセスメントは不可欠ですが、そういった被害者が逃げなくても良いような支援にも踏み込まざるを得ない時期には来ているのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他には、いかがでしょうか。

そうしたら、原委員、中村委員でお願いいたします。

○原委員 ある市のDVに関する相談の調査結果として、相談をしなかった理由を尋ねる項目がありまして、例えば相談するほどのことではなかったとかいった回答が多いと思うのですけれども、その項目の中に1つ、「相手に対して抗議をした」という項目を加えたのです。

そうすると、実はそれが3割を超えて一番高かったのです。これはきちんと分析されたわけではないのですけれども、やはり当事者同士が、DVであっても夫婦げんかの延長線上で捉えている人が多いのだなということを改めて感じました。

それと、逃げるということを、やはり前提としていない当事者に対して、我々が逃げることを前提としたら支援の在り方ということのずれというのが、これまで起きていたのだろうなということが、その調査結果からも、相談を通して感じました。

それで、実は、なかなか逃げない方々の中に、頻回相談をされて、その頻回相談を通して、1日1回ここに電話をすることで、自分の身がもっているのだということで、逃げるという選択肢が、もちろん最初からない中で、相談を継続してもらうことによって、その人は、ある種、支援という形の一つにもなっているものなのだろうと思います。

そういう、いわゆる自己決定を尊重して支援をしてきた我々のこれまでの対応から、もちろん自己決定は大切であるのですけれども、自己決定をしてもらうために時間をかけて、対等な立場として関わっていくということの相談の在り方ですね、そういうことも大切ではないかと思っています。

○小西会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 私は、法務省が実施した性犯罪者の再犯防止プログラムで、奈良少年刑務所で関わっていたことがあって、あのときにもリスク評価が、性犯罪についてはかなり体系的になされていて、低密度、中密度、高密度というようにプログラムを分けて実施をして

いたのです。

刑務所ですから再犯で統計が取れるので、エビデンスがはっきりしてくるわけですが、DVの場合で言うと、逃げられないのと、逃げないというのは、大変幅が広がりますので、逃げられないというのは、先ほどの、やや重篤な場合が入って来そうな気がします。それはコントロールの結果だったり、それから先ほどの1点目の話でいうと、色々な精神的暴力の結果、妻が鬱的になったのを、夫が鬱になった妻を俺が面倒を見ていると、やや転倒した意識の中で関係を継続する事例がありました。だから、こいつには俺が必要なのだというようなケースに出会ったことがあって、関係性が転倒していきます。それは暴力の合理化ではあるわけですが、そういう意味では、もう逃れられないという意味では、大変重篤な部類になると思います。

それと逃げないというのは、やや意思が入っている感じもするので、これが軽いかどうか分かりませんが、また別のアプローチが必要な人たちがいて、逃げないという場合の夫婦の在り様でいうと、私が割とアプローチしやすかったのが、一時別居するということが、その間に、被害、加害について、色々なことができるアプローチかなと思ったりします。

そういったことも含めていうと、逃げない、逃げられないという論点の設定は、大変幅が広いので、もう少し分節化しながら、パターンを加害、被害双方に見ながら対応していければと思います。全部に関わってきそうではあるのですが、そのように思いました。

○小西会長 納米委員、どうぞ。

○納米委員 この部分については、意見書に書いたこと以外なのですが、逃げても戻るということがよく問題であると語られます。

このことについて、実は去年台湾でシェルターの大会があって、そこでこんな話を聞いたのです。オランダのシェルターなのですけれども、戻ってしまうというのがどうしても防げなくて、凄く手厚く保護しても、殺されてしまう人が出たのです。どこが問題なのかということについて、色々と検証して、1つはシェルターの居住環境というところに行き着いて、やはり共同生活というのが非常に厳しいということがあって、全部個室化して、それはキッチンも、それからバスルームも全てです。

共有スペースに出たい人は出るけれども、個室にいたい人はいられるというような改善をしたということ。

また、あえて、シェルターの位置は、地域に公表しているそうなのです。どうしてかという、被害者が逃げた後、加害者は追跡行動が激しい。それについて、あなたのパートナーは、ここにいます。だから追わないでくださいということを行った方が安全だということをやっているという例も聞きましたので、そういった例も参考にできる面があるのではないかなと思いました。逃げる、逃げないということのダイレクトの関係ではないですが。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょう。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 事前資料4の2ページについて。

すぐに逃げられる人は、まずいないと思います。逃げるという決意をするために、相当自尊心を回復して、自立をしようという意欲も出てきて、また、マイナスの状況から少しゼロぐらいまでもっていかないと、そのエネルギーは出てこないの、自分が被害を受けているということを経験してから時間が掛かります。

ただ、その間に支援をし、あなたは間違っていないよというメッセージを送りながら支援につないでいく必要があると思います。逃げられない間に起きてしまったら困ることの1つは、経済的な問題と、もう一つは、先ほどの性的な暴力。性的暴力を受けている割合は100%だと思いますので、そこで予期せぬ妊娠が起きないことだと思っています。

富山県は、共働きが多いこともあるのですが、暴力を振るっている人が、お金を家庭には一切入れず、妻の方のパートの賃金だけで生活をしているという方を非常によく見ます。

富山市がそうなのですが、児童手当は世帯主にしか支給されないのです。

そうすると、世帯主はそれを全部自分のギャンブルとかに使ってしまって、児童手当が妻の収益のところにプラスされないの、困窮した状態の中に押し込められていることになります。

日々生活だけで精一杯の状況で、逃げるなどということは、とても考えられないような状況の人もいます。

ですから、経済的な暴力というのも、決して小さなものではない、私はないと思いますので、逃げるという決意をするまでに、苦しい、考えることもできないという、力を奪われている状況を何とかするための支援をお願いしたいと思います。

それから、性的暴力による望まない妊娠の予防については、避妊という方法があるのですが、お金がかかります。これは、健康保険が使えません。避妊のための費用捻出が必要な場合、パートの給料で何とか生活し、子供の教育等でお金が必要になったときに風俗で稼いでいるような状態にあっては、お母さんの避妊のお金というのはとても出せる状況ではない。

そうしたら、例えば、先ほどの①番のところに返りますけれども、保護命令とまでいかずとも、配暴センターに相談し、性的暴力が認められた場合に、それによって起こり得る妊娠を防ぐ費用の捻出をするなど経済的な支援を可能にするとか、避妊のためのお金をワンストップ支援センターで支給するなどの形で、逃げる決意をするまでの間の安全確保を盛り込んで欲しいと思います。そして避妊の提供の都度、面接をするチャンスを作り逃げるタイミングを狙うということセットで考えてほしいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょう。

木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 やはり一人ひとりが声を上げにくいわけですね。ですから、やはり、それをもっともっと声を上げやすいような環境づくりとか、被害者もそうですし、それを見た人も、見ているのだけれども、声を上げられないということ、上げて良いのだよというような方向に持っていくプロモーションですとか、あとは、それがどんどん増えていくと、加害者側にも伝わって、どうせ泣き寝入りで、どうせ何もアクションを起こさないだろうと、きっと思っているわけですね。それを、いや、そうではないのだとつながるので、両方効果的かなと思うので、やはりどんどん声を上げやすくすることが重要です。

そこで、どんなことができるのかなと思ったときに、最近、電車の中で痴漢の被害にあったときにワンタッチで助けを求めるアプリですとか、何かそういうものができたということで、結構メディアでよく取り上げられている。ああいう放送がなされると、おそらく痴漢をする人たちも、ちょっともうやばいなと思ったりするのではないかなと、まずメディアがかなり取り上げますね。今までにないそういったシステムを使って、もちろん一対一の相談窓口というのも良いのですが、何かそういうもので、スマホで簡単に発信して、ちょっと私こんな被害を受けているの、助けて！と言えるようなプラットフォームみたいなものがあって、この地域はこんなにすごいとか、何かそういうのがこう見えることで、抑止力にもつながったりとか、少し何か痴漢アプリ的なもので、DVはこんなに起きているのだということ、みんなにも見える化する、一般的な人が見られるところに何か持ち出していくみたいな感じのやり方というのもありなのではないかと思いました。

民間とかと組んで、そういった新しいシステム、テクノロジーなどを使ってやっていくのも考えてみるのも良いのではないかなと思いました。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、最後の⑥は、その他なのですけれども、御自由に、あるいはここに出していただいたものでも結構ですけれども、概ね20分を目安に、皆様から御自由に意見をいただければと思います。

順番に行きます。浦委員の御意見をまだ聞いていないので、もし、何かありましたら、ぜひ、どうぞ。

では、中村委員、可児委員でいきます。

○中村委員 直前の逃げる、逃げないとも関わったり、この5つは分割しづらい論点が入れこになっているなと思います。逃げる、逃げないのところで、先ほどの②のところで、別途委員会を作ってやっている中での1つの論点として、加害者プログラムとして何か走らせたとしても、被害者との関係を、そこにどうセットするかというのは、大変大事な論点になっていまして、被害の現状が変わっていないのか、本当に変わっているのかというあたりのフィードバックをどうするかが加害者対策の課題です。

それで、加害者プログラムが、別にその人を変えていくわけではなく、プロセスだった

り、何らかのケースワークだったり動いていくことで、プログラムが万能であるわけではないので、その際に被害者あるいは被害者運動、被害者のシェルターの人たちとの関係付けが物凄く大事で、そのフィードバックをどうするかということを論点にしています。逃げる、逃げられないという言い方は、よりほぐしながら、妻の自立あるいは女性の自立、被害者の自立ということで、それがどう変化しているかということの中で決まってくると思うので、さっきの委員会でも、そこはかなり大事な論点として置いています。被害者との接触をどうするかという意味です。

離婚の場合は、面会交流等に推移していく中で、暴力が起こらないようにするという、一種の家庭裁判所のルールの中で、色々なことができていくはずですよ。

さらに、離婚後になった場合の面会交流を実施している段階で、本当にそれが上手くいくのかということ、また別の政策が要ります。第三者付面会とか、そういうことになっていくと思います。逃げる、逃げられないという二元的ではなくて、被害者との関係付けの中で、その推移を見ていくという対応が良いかなと思っています。

もう一つ、マイナーではありますが、逃げられない被害者の中に男性がいます。これは婿に入ったとか、あるいは、女性側の家族関係に反社会的な組織の人たちがいるとか、その力関係の中で、逃れられないという面が出てくるケースが、レアではありますが、私も対応したことがあります。

○小西会長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

どうぞ。

○可児委員 幾つかあるのですけれども、1つ目は、DV罪という言い方をしたらいいのかどうかは分からないのですが、DVの実態をきちんと把握した形で刑罰の規定というのを考えていく必要があるのではないかとということです。

最初の方にも述べましたが、現状、DVであったとしても直近1回の暴行あるいは傷害について処罰されているだけで、繰り返される暴力という、DVの特質をきちんと評価した形での処罰になっていません。

繰り返される暴力というDVの特質を評価し、それに対して相応な罰則を与えるという形にしていかないと、DVなど軽いものだという意識はいつまでも変わっていかないのではないかと思います。

2つ目が、保護命令の関係です。

先ほどちょっと言い忘れたのですが、保護命令違反の罰則の問題です。ストーカー規制法について法改正がなされて、禁止命令違反の罰則が、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に上がっています。

それなのに保護命令違反については、従前の1年以下の懲役または100万円以下の罰金のままです。禁止命令違反と保護命令違反とを区別する理由はないと思いますので、禁止命令違反に合わせて、DV法の保護命令違反の罰則についても、加重する必要があると思いま

す。

それから、保護命令について、今は、大きく言えば、接近禁止命令と退去命令しかない。その中で、電話がだめだとか、諸々ありますけれども、もうちょっと色々な種類の命令というのでも検討されても良いのではないかと思います。

当然命令の種類が増えれば、それに対応して要件ももっと細かく規定しなくてはいけなくなるかもしれません。けれども、得られる命令の種類というか選択が少な過ぎてなかなか活用しにくいという面があるので、そのあたりは柔軟に考えていっても良いのではないかと考えています。

最後です。これは、DV法の改正とか、そういった面とは若干違うのですが、私はDV法とか被害者支援の中で、今の離婚後共同親権の議論について、とても危惧を感じています。

DV法ができた当時と今と比べて、被害者を取り巻く環境で何か変わってきたかというところ、子供を連れて逃げることにに関して、子の連れ去りだという形の非難を浴びせられることが増えてきた、マスコミ等でもそういった切り口で取り上げられることが増えてきた、という状況です。

そのことは、被害者が暴力から逃れるということに対して、それを抑制する効果として働いてきてしまっています。今の単独親権のもとでも、そういったことが起きてきているのに、離婚後共同親権となって、加害者も親権を持つという前提ができたときに、さらに被害者に対して、逃げることもそうだし、何かこう加害者と離れたりに関し、凄くストレスフルな状況を生むと懸念しています。

被害者は、今、面会交流で、加害者と関わっていかなければいけないだけでも、大変しんどい状況に置かれています。それがさらに、色々な事柄を決定していくのに、加害者と相談をしながら決定していかななくてはいけない、共同で決定していかななくてはならない状況になるわけです。DVの案件で共同親権になることが、どういった事態を生むのかというのは、おおよそ予想がつきます。

ですので、DV事案が離婚後も共同親権になってしまう事態というのは、何としても食い止めないといけない。せっかく被害者支援のことを議論していても、それを全部台無しにされてしまうことにもつながる気がします。離婚後共同親権の議論は注視していかななくてはならないと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 先ほど、委員方から御発言のありましたDVの見える化というところで、DVや児童虐待を放置することによって、どれだけの社会的な損失が生じるのかであるとか、例えば、どれだけの医療費がかかってしまうのかであるとか、幾つか社会的損失についての数値は、見たことはあるのですけれども、恐らくアメリカのACE研究のような、長期的に見て、

児童期の逆境的な体験が大人になって何らかの疾患とつながっていていることなど、そういうことを、何か調査研究が日本でもできないだろうかと思えます。私の知る限りでは、見たことはないのですけれども、そういう長期的なものをやることによって、DVの見える化というのは違う視点からも進むだろうと思っています。

あと、学校との連携、そこも改めて整理をして、学校が外部機関とつながるということ、これを当たり前と、学校の対応もDVや児童虐待についても、先生方に対する啓発が必要であると思えます。

あと、現場にそこそこ長年いるつもりではいるのですけれども、男性のDV被害者の実態というのがなかなか見えないところもある。その1つに、なかなか相談されないケースが多いということもありますし、色々なパターンもあります。ただ、一方で実際に被害者と思いき方がおられるのですけれども、私たちが、それについて、きちんと見えていないのではないかと思います。例えば、なりすましのような、実は元々夫にも原因があるのではないかみたいな見方を、どうも被害者支援をしていると、つい持ってしまう、何か自分の中にあるバイアスがあるので、それは変えていかないといけないと思っています。

中村委員がおっしゃった、妻側に取り込まれていく夫も、私も実はケースとして扱ったことがあるのですけれども、今度その子供が取り込まれていっているというのを、世代間連鎖を起こしているというのを目の当たりにしたときに、やはり男性の被害者に対する支援ということも、真剣にというか、考えていなかったわけではないのですけれども、今後の検討課題としては重要なものの1つだと思えます。

○小西会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○種部委員 原委員の事前のものにも書いてあったので、ACE研究は必要だと思います。それは費用対効果の上で、この国としてどこを向いていくのかということをするために、絶対に必要だと思うのです。

公衆衛生の研究者などで、ACE研究をやろうとしている人はいると思うのですが、なかなかそういうところには科研費などもつきにくいということがありますので、ACE研究をやっていただく。

それから、医療機関を受診しても、お医者さんがみんなDVに気付く目を持っているかというところではなく、見えていない人が山ほどいます。

不定愁訴で受診している中に、物凄く医療のオーバーユースが起きていると思うのです。受診し検査をしてもどこも異常がないという人は、これもDV被害を疑うべきだというのが、米国では当たり前のことなのですけれども、日本はそういう教育を受けていないために、オーバーユースが起きています。米国、CDCが出していた試算で、日本円にして、大体3000から4000億円ほどの医療のオーバーユース、アメリカですね。

それを皆保険の日本でいったら、多分もっと沢山の医療費を使っていると私は思っています。

そうすると、お医者さんたちは、もう少しDVに明るくなっていたかかないといけないと。特に先ほどの接近禁止の中に、性的暴力あるいは精神的暴力を入れるときには、精神科などでは、被害だということをきちんと見分けられるお医者さんを、もうちょっときちんと育てる必要があるのではないかと考えていますし、費用対効果を含めて見てほしいと思います。

もう一つは、事前に出した中に書いたことです。何度も言っていますけれども、資料4の2ページ、その他のところ。

夫婦間の性的暴力によって妊娠した場合で、夫は多分産めと言うだろうから、夫に妊娠を告げることがどうしてもできなくて、でも、本人は産みたくないと言っているという場合。中絶には配偶者の同意が必要です。墮胎罪の違法性阻却をするために母体保護法というのがあるわけですが、母体保護法では、配偶者同意を求めています。

配偶者の同意をもらうことができないために、中絶ができない。予期せぬ、望んでいない出産を強要されることになっているというのは、これは立派な二次被害だと思うのです。

ですから、母体保護法を改正し、DVがあった場合あるいはそれを配暴センターに通告をした場合には、夫の同意は要らないとすることを検討していただきたい。保護命令が発令されれば配偶者の同意をもらいに行くことができない状況を勘案して本人の意思に基づく中絶が許容できる可能性もありますが、保護命令発令までには1週間ほどの時間が掛かってしまいます。その1週間の中に、中絶の限界を過ぎてしまうと、産むしか選択肢がなくなります。民事では、判例が1つ多分出ていると思います。去年だと思うのですが、先ほどの①番の通告の中の1つの要件に性的暴力を入れていただき、予期せぬ妊娠をしている場合に、医師が配暴センターに通告をし、DVの性的暴力が明らかだった場合は、配偶者の同意なしに中絶をするということの違法性を阻却するというやり方も可能かなと思いますので、母体保護法を改正するか、あるいはDV防止法の方で、性的暴力を接近禁止の条件にさせていただき、特に予期せぬ妊娠をしていて、出産をするかどうかを迫られる状況にあるというときには、条件の中に入れていただくという形にできればと思います。

配偶者同意をもらうことができず出産をした場合、どうしても夫の戸籍に入れるのが嫌で、逃げ出した後に生まれた子が、無戸籍になるという問題も起きています。ですから、やはりこれは何かの対応が必要だと思います。

そして、当然中絶のためのお金もありません。DVの性的な暴力には、当然強制性交等罪に該当するぐらいのものもございます。

ところが、ワンストップ支援センターでは、DVについては支援対象に入れないとしているところもあると思います。DVであっても、ワンストップでカバーするか、中絶費用や先ほどの避妊も含めて、ワンストップの中で面倒を見るのか、あるいは配暴センターに相談した場合は、費用の捻出をするか、何かの形で、経済的暴力も受けている状態では産む選択しか残されていないという状況に対応する必要があると思います。

○小西会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 先ほど、若干紹介しかかった、廣渡さんが説明されたチャート図の中に、被害者のことをどう入れるかということを考えていまして、下の1ページの相手方のところに、男性相談というのを、上手く機能させようかなと思って、別途作っている委員会に自治体からも参加していただきまして、京都府と神奈川県と東京都の関係部局から来てもらっている中で、私が取り組んでいる京都の事例なのですけれども、ここに男性相談というのを相手方のところにかませまして、とりあえず暴力について相談をしますという窓口を開いたところ、この12月、1月、2月で実人員11人入ってきました。全部暴力が主訴です。30代が多いです。若い人たちは結構悩んで相談に来ます。保護命令事件ではありません。その直前のような状態の御夫婦が多いです。それで何とかしたいと思って来ている人たちです。

実人員11名で、2か月、3か月やって、30コマのカウンセリングの枠を入れましたので、結構ハイペースで相談をしていきます。つまり、あなたのやっていることは暴力だよと言われて、やや迷いながら、ここに来ている人たちが、任意ですけれども相談にやってきます。

その中で、1つだけデートDVがあって、そのデートDVの中で、元々そこに来るきっかけになった暴力事件で警察に逮捕されて、最終的には示談になったのですけれども、示談中の条件に接近禁止とこの男性相談に通うようにという遵守事項がつけられたのです。

これは現行法の中でできていることなのです。そこでどんなことをするかというのは、こっちの力量なのですけれども、結構色々なテーマがそこにはあるので、重篤な場合と、比較的カウンセリング等で済む場合と仕分けしながら、こういう体制を作れないかなと思っているのです。

男性相談を幾つかやっている自治体はありますけれども、暴力問題に対応するという質の問題があるので、それをどうバージョンアップするかということも含めて、現行法の枠の中で仕分けしていくべきだと考えています。さらにDV男性には無知が入ってくるのです。DVという言葉を知らないのです。面前DVという言葉も知らなかったのです。カウンセリングと言いながら教育していることになります。だから更生とは何かということにつながってくるのですけれども、テキストを使いながら勉強しているという面もあって、責任ある父親になるのだったら面会交流してもいいけれども、単に合わせろという面会交流では意味がないとか課題を一緒に考えていくことになります。男性相談というのを多機能でやっている仕組みを、そこにセットできないかなと思って、今取り組んでいることでもあります。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはございますか。

浦委員、何かございましたら、ぜひ、どうぞ。

○浦委員 ちょっと気になったことですが、DVの支援は、逃げる、逃げないといったソーシャルワークの枠組みがまずは必要ですが、DVに遭った方が非常に精神的に大きな影響を

受けて、その後長期にわたって大変な思いをされているという相談も多いなか、ソーシャルワークに加えて、今、やはり足りていないのは、先ほどのACE研究のお話もありましたが、きちんと精神的なケアができる体制を作ることだと思います。今、精神科に行って、性暴力の相談をすると、何で逃げなかったと言われて二次被害を受けたという話を聞くことが多いですが、DVでも、夫婦はそういうものだみたいなことで終わってしまうという話をよく聞くので、そういった医療面も含めた精神的なケアの体制を作っていないと、逃げると決めた方だけでなく、逃げない方や逃げた後の方の支援をどうしていくかという課題が取り残されるように感じます。そうすると、今後、加害者のプログラムができたときに、非常にアンバランスに見えてくるのではないかなということも懸念しています。加害者がプログラムを受ける、被害者の支援のための体制も作るという両方を整えていく必要があるのではないかなと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

自分の立場だと、ずっとここでACE研究を引いて、私たちが何か言っているのは、やはりおかしいことだなと思いますね。2000年より前に始まった研究で、相変わらず二十数年経っても、日本ではできていないということなので、それは、本当に考えていただく必要があるのだろうと、個人的には思っております。

医療連携の問題も、DVも性暴力も非常に大きい問題ですが、言いたいことは沢山ありますが、大きい問題として、ここからやっていかないといけないと思っております。

他には、御意見どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本当に活発な御意見をありがとうございました。急かしてしまって申し訳ございません。最後に、数分余ってしまったので、配分が悪くて、そのことをお詫びしたいと思います。

それでは、今後の予定について、事務局から連絡をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 本日は、どうもありがとうございました。

今回は、今のところ3月30日の開催を予定しております。

具体的な内容については、また、お知らせいたしますけれども、例年6月に重点方針を取りまとめしておりますので、それに向けての各省の施策のフォローアップですとか、来年度といいますか、令和3年度に、取り組むべき課題などについて御議論をいただければと思います。

また、追って詳細については御連絡いたします。

○小西会長 よろしいですか。

では、以上をもちまして、第104回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうも御協力ありがとうございました。